

3月6日の本会議において、福祉教育常任委員会に付託を受けました議案第6号から議案第10号までの5議案について、3月16日に開催した委員会の審査結果を報告します。

主な質疑は次のとおりです。

議案第6号 湖南省家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、市内で送迎をしている対象となる園は、あるのかという質疑に対して、今条例改正の対象は、家庭的保育事業と小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業であり、市内でバスを運行しているところはありませんとの答弁でした。

安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練は定期的を実施しなければならないとあるが、定期的を実施する基準は設けられているのかという質疑に対して、定期的が、どれぐらいという具体的な基準は、国から特に示されてない状況です。安全計画は、年度初めに安全点検に関するスケジュール、各種の訓練実施時期等の年間スケジュールを策定していますとの答弁でした。

安全計画について市のチェック機能はという質疑に対して、安全計画は毎年度、各園で見直しは行われ、市として、各園へ監査に入る時に、防災訓練や防犯訓練等をされているか等を確認していますとの答弁でした。

議案第7号 湖南省放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、業務継続計画策定が、努力義務化となるが、今まではなかったのか。計画策定状況の市のチェックは、今後行われるのか。策定しない場合、罰則はあるのかという質疑に対して、学童保育所において、今回の改正に伴い、業務継続計画の策定が努力義務化となります。公設の施設には、現在、個別の防災マニュアル計画はありますが、いろいろなことを想定した形の業務継続計画を策定していくべきと考えています。チェックをしていくのは市の役目ですので、市で素案の作成をして、各所に応じた計画を策定していけるように推進していく。努力義務なので罰則規定はありませんとの答弁でした。

学童は指定管理で、事務も大変煩雑になっていると聞いていますが、業務継続計画についての作り方の指導はどうなるのかという質疑に対して、各学童保育所の少ない人数で業務をしていただいていますので、基本的には市の方でベースとなるものを作り、当然、運営者の違いもありますので、その辺を負担にならないようにサポートしていきますとの答弁でした。

議案第8号 湖南省特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、特段の質疑はありませんでした。

議案第9号 湖南省長寿・常楽の理想郷条例の一部を改正する条例の制定について、改正案第3条第4号から第6号で、新しい事業が予定されているものについて、市としてのコンセプト、どのような場所にしていきたいのかという質疑に対して、令和4年度まで本体部分は健康政策課で所管、3施設は農林振興課が所管ですが、令和5年度からは、木工の館、土の館、もりの駅の3施設を含め一体として管理することとし、農林振興課で所管します。広く市民の方に利用いただけるように、自然や周辺環境を生かした取り組み、森林資源や農業資源を生かし、じゅらくの里を通じて、様々な方に環境を楽しんでいただけるような空間にしていきたいとの答弁でした。

以前、福祉パーク館内で音楽等を親しむような催し物がありましたが、今後もできるのか、予約方法はどの質疑に対して、従来通り、催し物の実施は可能です。予約は、従来通り、現場窓口での予約と新たに公共施設予約サイトが4月から供用開始となります。4月以降の予約は、現指定管理者が3月末まで受け付け、それを次期指定管理者に引き継ぎ、指定管理者間の連携を図っていきますとの答弁でした。

福祉目的により設置された施設を、誰もが使えるようにするとのことですが、今回、福祉パーク館という名称を残した理由はという質疑に対して、施設をそのまま引き継ぐという形で名称を残した意図はありませんが、例えば、新しい指定管理者で、愛称募集をしてネーミングを変えていくとか検討していきたいとの答弁でした。

旧町時代に福祉目的で建設して、今回、目的変更をすることにより、補助金の返還など影響はないのかという質疑に対して、補助金については、県の担当者へ健康政策課から問い合わせをして、今年の2月22日に滋賀県総務部市町振興課長より設置目的の変更について財産処分に係る申請手続きは不要とすると書面で回答いただきましたので影響ありませんとの答弁でした。

議案第10号 湖南省国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、令和5年度の対象になる方と予算額についてはという質疑に対して、対象者は40人分を見込み、1人50万円ですので、2,000万円の出産育児一時金を見込んでいますとの答弁でした。

各議案に対して、質疑後の討論はなく、採決を行いました。

その結果、議案第6号から議案第10号の5議案について、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。